

## 綾瀬市における空家等対策に関する協定書

神奈川県土地家屋調査士会（以下「甲」という。）と綾瀬市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全及び安心を確保するため、甲及び乙が相互に連携及び協力し、市内における空家等の発生の未然防止及び増加の抑制、管理不全な空家等の解消、空家等の流通及び活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定するほか、この協定における用語は、空家法、空家法施行規則、空家法に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の例による。

### （連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 管理不全な空家等の防止及び解消に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- (2) 空家等の権利関係の整理に関すること。
- (3) 管理不全な空家等がもたらす問題等の調整に関すること。
- (4) 空家等の不動産取引の促進に関すること。
- (5) 空家等の活用促進に関すること。
- (6) 空家等対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
- (7) 筆界の特定、表題登記、滅失登記等のほか土地家屋調査士が業として行う業務のうち、空家等対策の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関すること。

2 前項各号に掲げる連携事項の実施にあたり、甲と乙が空家等対策に関する協定を締結した他の団体（以下「協定締結団体」という。）は、相互に連携を図るものとする。

3 第1項各号に掲げる具体的な連携事項については、甲及び乙が協議の上、取り決めるものとし、必要に応じて別に定めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第4条 甲は、前条第1項各号に掲げる連携事項を実施するため、自らの負担で相談窓口を設け、相談を受けるものとする。

2 前項の相談を受けた場合は、その旨及び所在地を乙に対し報告するとともに、甲の会員が土地家屋調査士として業務を受任したとき、受任した業務が完了したときについてもその旨及び所在地、空き家解消の有無等を乙へ報告するものとする。

3 第1項の相談を受けた場合において必要と認めるときは、相談者に同意を得た上で、協定締結団体と相談内容等を共有するとともに空家の解消に向けた対応に努めるものとする。

(乙が主体となって取り組む事項)

第5条 乙は、第3条第1項各号に掲げる連携事項を実施するにあたり、相談を受けた場合には、相談者に同意を得た上で、甲に当該空家等に関する情報のうち、必要な情報を提供するものとする。

(守秘義務及び情報の適正管理)

第6条 甲及び乙は、第3条に規定する連携事項の実施により知り得た情報の一切について、第4条第3項及び第5条に定める場合を除き、第三者に開示又は提供等してはならないものとし、この協定が終了した後においても、同様とする。

2 甲及び乙は、第3条に規定する連携事項の実施において、個人情報を取扱う場合には、紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防止し、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間、同一条件により更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項等)

第8条 本協定について、疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年2月15日

甲 神奈川県横浜市西区楠町1-8番地  
神奈川県土地家屋調査士会  
会長 鈴木 貴志



乙 神奈川県綾瀬市早川5-5-0番地  
綾瀬市  
綾瀬市長 古塩 政由

